

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年6月22日（平成28年（行情）諮問第430号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第459号）

事件名：「弁護士の懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について」等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書23（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示にした決定については、「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」、「弁護士の登録番号」、「弁護士の所属する事務所名及び住所」の部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月14日付け最高検企第82号により検事総長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 当方としては、不開示とする理由はないものと主張する。

イ 法人の印影は、弁護士会の印影であるが、弁護士法に基づく処分権限を有する行政庁の印影であるから、公開されるべきものである。

ウ また、懲戒処分を受けた弁護士の氏名、登録番号、事務所に関する部分は、いずれも、官報で公開されている情報であることは明らかであるから、非公開としたことは違法であり、公開されるべきものである。

エ そうすると、非公開とした処分は違法であるから、取消しが妥当である。

（2）意見書

ア 今回、諮問庁からは、懲戒処分を受けた弁護士の氏名、登録番号、事務所に関する部分が、不開示情報に該当するとの見解が出されている。

イ しかし、いずれも官報情報であり、特定の弁護士が懲戒処分を受け

たことはすでに公にされている。弁護士が懲戒処分を受けたことは、公にされており、行政機関である弁護士会が官報に掲載することによって国民の知るところとなるのである。業務停止期間経過後に、弁護士業務を再開している場合であっても、引き続き弁護士業務を行えない状態にあるとの誤解を与える恐れは存在しない（処分時に行えない状態が起算されるためである）。しかも、かかる主張は、業務停止処分がされた方についてしか該当しない。退会命令や、除名となった弁護士は、既に弁護士ですらないのであるから、社会的信用にかかる点について考慮する必要もない。

ウ 弁護士会は、懲戒処分歴の開示に関する会規を設けてはいるようであるが、依頼しようとする方が手数料を支払って、その事も調べた弁護士に告知されるという異常極まりない制度であり、ほとんど利用されていないし、官報事項であるから、官報で見た方が早く確実である。絵に描いた餅のような異常な制度の存在を根拠として、「国民が弁護士に法律事務を依頼する場合に弁護士が業務停止等の処分を受けているか否かを確認する手段が確立されている」という主張は、失当である。業務停止を受けた弁護士が、再度重い処分を受けて退会命令や除名になるような事例も大変多いのであるから、法5条2号ただし書の公益上の義務的開示が行われるべき事情はあるが、そもそも官報事項なのであるから、公益上の義務的開示の論点に入るまでもなく、官報事項であることの実事をもって公開されるべきとするのが当方の見解である。よって、意見を提出する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

(1) 開示請求の内容

本件開示請求は、「規則等で通知することが定められている全国の弁護士会からの弁護士に対する懲戒処分の通知書（平成27年分）」を対象としたものである。

(2) 処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）の適用により、本件開示請求に係る対象文書のうち、60日以内に開示決定等を行う相当の部分として、日本弁護士連合会及び東京弁護士会から送付された弁護士に対する懲戒処分の通知書を特定の上、法人の印影は、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当し、懲戒処分を受けた弁護士の氏名、登録番号、事務所に関する部分は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号

イ)に該当するとして、その一部を不開示とした部分開示決定を行ったものである。

2 諮問の要旨

異議申立人は、「法人の印影は、弁護士会の印影であるが、弁護士法に基づく処分権限を有する行政庁の印影であることから、公開されるべきものである。また、懲戒処分を受けた弁護士の氏名、登録番号、事務所に関する部分は、いずれも官報で公開されている情報であることは明らかであるから、非公開としたことは違法であり、公開されるべきものである。そうすると、非公開とした処分は違法であるから、取消しが妥当である。」旨主張しているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由について

(1) 弁護士の懲戒処分通知書について

弁護士会が所属弁護士を懲戒したときには、懲戒処分が戒告である場合を除き、遅滞なく、最高裁判所、検事総長及び会規で定めるその他の官公署に対し、懲戒した旨及びその内容を通知することとなっている（日本弁護士連合会会則68条の3）。

(2) 法人の印影の不開示情報該当性について

弁護士会会長の印影については、当該弁護士会会長が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され、悪用されるなどのおそれがあり、当該弁護士会の権利その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当すると認められる。

(3) 懲戒処分を受けた弁護士の氏名、登録番号、事務所に関する部分の不開示情報該当性について

懲戒処分を受けた弁護士の氏名、登録番号、事務所名及び事務所の住所は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、特定の弁護士が懲戒処分を受けたことが公になると、当該弁護士の信用が低下し、現在及び将来の営業上の地位に不利益を与えるおそれがあり、業務停止期間経過後に、弁護士業務を再開している場合であっても、引き続き弁護士業務を行えない状態にあるとの誤解を与えるなど、当該弁護士の名誉及び社会的信用を失わせるおそれがあることから、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当すると認められる。

また、弁護士会において、弁護士に法律事務を依頼している者又は将来依頼しようとする者に対して、懲戒処分歴の開示に関する会規を設け、懲戒処分歴について一定の要件のもと開示するという取扱いをしており、国民が弁護士に法律事務を依頼する場合に弁護士が業務停止等の処分を

受けているか否かを確認する手段が確立されていることから、法5条2号ただし書の公益上の義務的開示が行われるべき事情もない。

4 結論

以上のとおり、当該対象文書の不開示とした部分については、法5条2号イに該当するため、処分庁が行った部分開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年6月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月5日 | 審議 |
| ④ | 同月15日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年9月6日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書23である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部が法5条2号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、日本弁護士連合会及び東京弁護士会から送付された弁護士に対する懲戒処分の通知書であり、「日本弁護士連合会会長の印影」、「東京弁護士会会長の印影」、「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」、「弁護士の登録番号」及び「弁護士の所属する事務所名及び住所」がそれぞれ不開示とされている。

(1) 「日本弁護士連合会会長の印影」及び「東京弁護士会会長の印影」の不開示情報該当性について

標記の印影については、当該会長が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、日本弁護士連合会又は東京弁護士会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、標記の不開示部分については、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(2) 「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」、「弁護士の登録番号」及び「弁護士の所属する事務所名及び住所」の不開示情報該当性について

ア 諮問庁は、標記の不開示部分について、これらを公にすると、特定

の弁護士が懲戒処分を受けたことが公になり、当該弁護士の信用が低下し、現在及び将来の営業上の地位に不利益を与えるおそれがあり、業務停止期間経過後に、弁護士業務を再開している場合であっても、引き続き弁護士業務を行えない状態にあるとの誤解を与えるなど、当該弁護士の名誉及び社会的信用を失わせるおそれがある旨説明するが、異議申立人は、標記の不開示部分について、官報に掲載されている情報であるとして、開示すべきであると主張している。

イ そこで、当審査会において諮問庁から官報の提示を受けて確認したところ、標記の不開示部分の情報は、官報に掲載されていると認められる。

また、当審査会において、併せて諮問庁から提示を受けた一般の者も購入できる日本弁護士連合会が発刊している機関雑誌を確認したところ、開示されている部分に記載されている懲戒処分のみならず、審査請求に対する裁決の内容等の官報に掲載されていない部分についても、懲戒処分を受けた弁護士の氏名等の不開示部分に記載されている情報とともに掲載されていると認められる。

ウ したがって、標記の不開示部分については、これらを公にしても、当該懲戒処分を受けた弁護士又はその所属する弁護士法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、「日本弁護士連合会会長の印影」及び「東京弁護士会会長の印影」の部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」、「弁護士の登録番号」及び「弁護士の所属する事務所名及び住所」の部分は、同号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 文書 1 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年1月29日付け，日弁連審2特定A号）
- 文書 2 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年1月29日付け，日弁連審2特定B号）
- 文書 3 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年2月17日付け，日弁連審2特定C号）
- 文書 4 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年2月18日付け，日弁連審2特定D号）
- 文書 5 裁決取消訴訟の判決確定について（平成27年3月5日付け，日弁連審2特定E号）
- 文書 6 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年4月20日付け，日弁連審2特定F号）
- 文書 7 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年4月23日付け，日弁連審2特定G号）
- 文書 8 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年5月19日付け，日弁連審2特定H号）
- 文書 9 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年6月17日付け，日弁連審2特定I号）
- 文書 10 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年7月22日付け，日弁連審2特定J号）
- 文書 11 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年8月31日付け，日弁連審2特定K号）
- 文書 12 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年8月31日付け，日弁連審2特定L号）
- 文書 13 裁決取消訴訟の判決確定について（平成27年9月28日付け，日弁連審2特定M号）
- 文書 14 弁護士懲戒処分について（平成27年10月30日付け，日弁連審2特定N号）
- 文書 15 弁護士懲戒処分にかかる審査請求事案の裁決について（平成27年10月30日付け，日弁連審2特定O号）
- 文書 16 裁決取消訴訟の判決確定について（平成27年12月24日付け，日弁連審2第特定P号）
- 文書 17 ご通知（平成27年3月18日付け，東弁局懲第特定A号）
- 文書 18 ご通知（平成27年5月7日付け，東弁局懲第特定B号）
- 文書 19 ご通知（平成27年6月3日付け，東弁局懲第特定C号）
- 文書 20 ご通知（平成27年8月25日付け，東弁局懲第特定D号）
- 文書 21 ご通知（平成27年10月6日付け，東弁局懲第特定E号）

文書 2 2 ご通知 (平成 2 7 年 1 1 月 6 日付け, 東弁局懲第特定 F 号)
文書 2 3 ご通知 (平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日付け, 東弁局懲第特定 G
号)